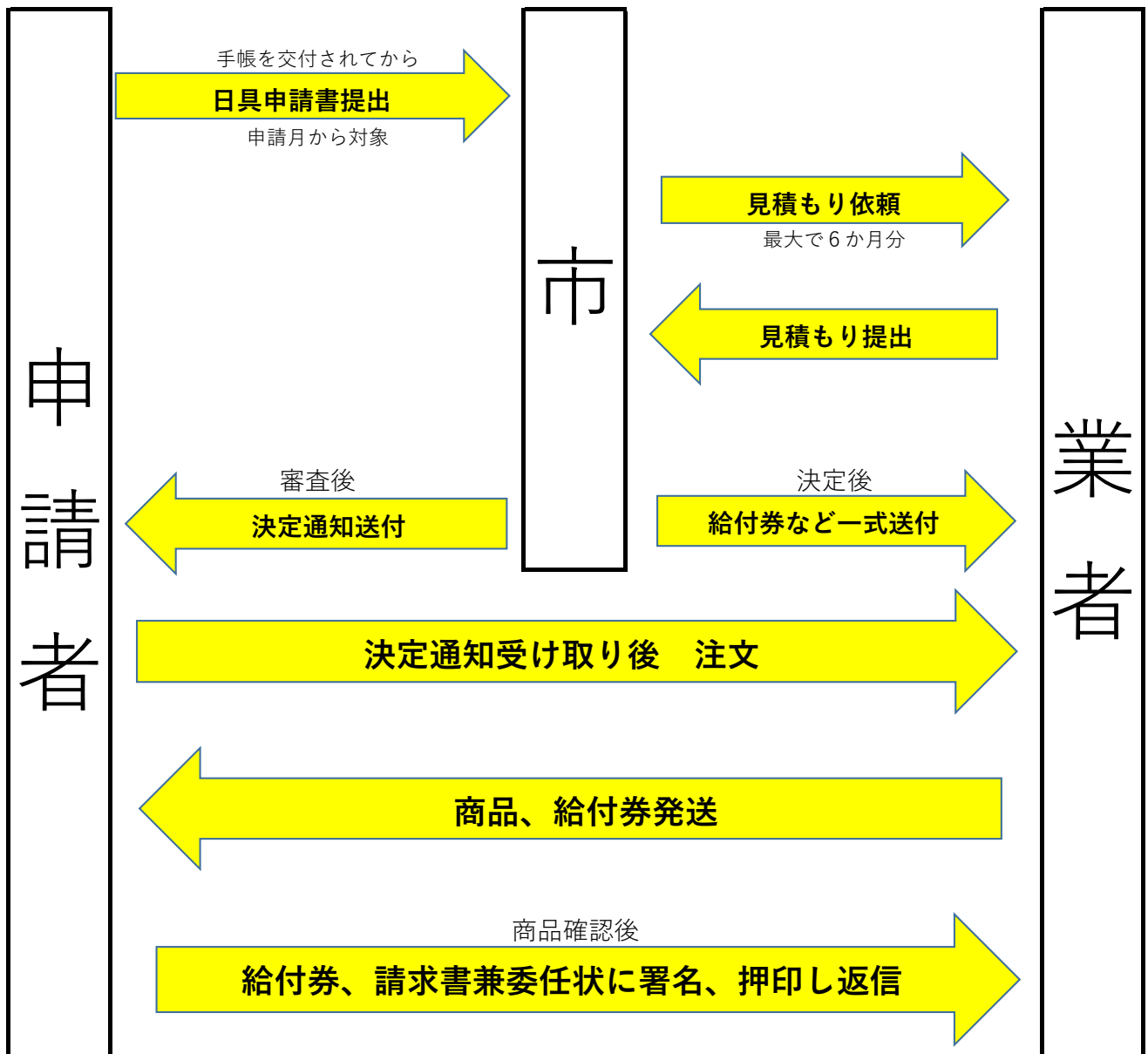


日常生活用具



注意事項

- ・ 給付券発行前に購入された分については自己負担になります。
- ・ 原則として1割の自己負担があります。
- ・ 支給限度額を超えた分に関しては自己負担になります。
- ・ 耐用年数を経過していない場合は、給付対象になりません。